

令和6年8月19日

山梨県林政部林業振興課

電話 055-223-1652 (内線 6206)

報道関係者各位

野生きのこの出荷制限等の再周知及び放射性物質検査の実施について

富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町（以下「3市町村」という。）で発生した野生きのこは、平成24年10月以来、食品衛生法で定められた基準値（100Bq/kg）を超える放射性物質が検出されています。

このため県では、採取者に対して、3市町村内で発生した野生きのこについて、引き続き、採取、出荷及び摂取の自粛を要請しています。

※ 3市町村の野生きのこについては、平成24年10月に原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）から出荷制限指示が出され、現在も継続中です。

本年度の対応

○ 野生きのこの発生時期を迎えるにあたり、3市町村と連携して、採取者に対し、採取、出荷及び摂取の自粛について、本年度も周知を図ります。

（周知の方法：チラシの配布、貼り紙の掲示、ホームページへの掲載など。）

○ 原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、3市町村の野生きのこの放射性物質検査を引き続き行います。

※ 出荷制限の解除には、検査データを蓄積し、放射性セシウム濃度が安定して基準値を下回ることを確認する必要があります。